

定 款

一般財団法人南アジア友好協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人南アジア友好協会と称する。英文ではSouth Asia Friendship Association (略称 SAFA) と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本と南アジア諸国並びに開発途上国において「児童の権利に関する条約」を規範とし、児童の支援・救済・福祉増進に寄与するため国際理解の向上、国際協力の実施を促進する。更に日本とこれらの国々との経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等の各分野の発展・振興において発生する諸課題の解決に資する為の、国民的な合意形成に努めると共に、グローバルな活動を展開し、開発途上国の人材育成事業と企業の経営支援及び海外進出支援事業、社会における雇用創出支援事業等を行い、開発途上国の経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等各分野の発展、国際相互理解の促進及び我が国の社会と各分野の健全な発展を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 「児童の権利に関する条約」に関する知識の普及と啓発
- (2) 児童の支援・救済・福祉増進活動
- (3) 前1、2号の事業等を遂行するための募金活動、チャリティーイベント、セミナー等の企画、実施
- (4) 開発途上国からの、外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業
- (5) 技術者・技能実習者及び看護師・介護士等の海外と日本の人材交流（無料職業紹介含）及びそれに係る教育事業
- (6) 開発途上国と日本のインターシップを始めとする、相互の人材育成事業・交流事業
- (7) 日本国内の人材の日本企業への有料職業紹介事業。

- (8) 企業の経営に関する調査研究及び支援事業。
- (9) 企業の海外進出に関する調査研究及び支援事業。
- (10) 前4号から9号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成する為に必要な事業
- (11) 国際相互理解のための留学生関連事業における案件形成、調査、研究、実施及び評価
- (12) 国際相互理解のための日本語学校、外国語学校及び日本語学校教師、外国語学校教師の育成機関の運営
- (13) 国際協力及び支援事業（経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等）
- (14) 現地視察等各種視察団の派遣並びに受け入れに関するサポート事業
- (15) 国際医療交流コーディネーターに関する事業
- (16) 以上の事業に関する普及啓発事業、関連出版事業、インターネットサイト開設運営事業等
- (17) 前各号に附帯関連する一切の業務

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

嶋貫 秀樹 大阪府堺市北区金岡町1969番地16 金300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類の内、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

（評議員）

第10条 当法人に評議員3名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
 - 一 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。
 - 二 過去に前号に規定する者となったことがないこと。

- 三 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）でないこと。
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 一 当該候補者の経歴
 - 二 当該候補者を候補者とした理由
 - 三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - 四 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- 一 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - 二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するとき、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - 三 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

（任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬）

- 第13条 評議員に対して、1日当たり2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上10名以内
- 二 監事3名以内
- 2 理事のうち2名以内を代表理事とすることができる。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とすることができる

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第33条 当法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第10章 会員

(会員)

第37条 当法人の目的及び事業に賛同、賛助する個人又は法人、団体を会員とすることができる。

2 会員とは、正会員と賛助会員の二種類とする。

3 会員に必要な事項は、理事会の決議により別途会員規定を定める。

平成 27年 10月 30日 変更

一般財団法人南アジア友好協会

代表理事 嶋 貫 秀 樹

代表理事 井 坂 善 行

